

平成21年（才）第1876号

平成21年（受）第2244号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成20年（ネ）第3282号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成21年9月17日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

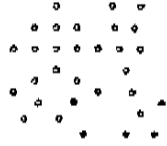
理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの



とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成23年3月4日

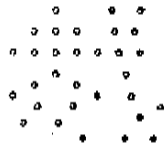
最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹 内 行 夫

裁判官 古 田 佑 紀

裁判官 須 藤 正 彦

裁判官 千 葉 勝 美



当 事 者 目 録

京都市 [REDACTED]

上告人兼申立人 蒔 田 直 子

同 所

上告人兼申立人 朴 洪 奎

大阪府 [REDACTED]

上告人兼申立人 松 田 浩 二

京都市 [REDACTED]

上告人兼申立人 松 本 修

上記4名訴訟代理人弁護士

小 野 誠 之

堀 和 幸

池 田 良 太

八 ツ 元 優 子

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 江 田 五 月

同指定代理人 平 木 義 士

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

被上告人兼相手方 京 都 市

同代表者市長 門 川 大 作

同訴訟代理人弁護士 南 部 孝 男



これは正本である

平成 23 年 3 月 4 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 古澤 秀行

